

研究ノート

階級・階層視点による政策提起とその限界性

大西 広

目次

- I 「政策転換」の階級・階層分析
- II 階級・階層分析視点の限界
- III 「大きな政府」的国民統合策を超えて

筆者が以前から持っていたケインズ批判の一論点は、ケインズ型のマクロモデルでは、社会階層別、企業階層別の視角からの諸方程式が内生化されていないがために、そうした階級・階層分析が行い得ず、それゆえに、階層級・階層視点が不可欠な現代の政治経済分析が出来ない、という点であった。そして、実際、筆者はこうした分析を可能とする計量経済モデルを作成し、そのモデルを使った政策シミュレーションを行った。¹⁾

しかし、上記のような階級・階層別の視点の意義を確認しつつも、その「モデル」と「政策シミュレーション」=政策的含意にも以下のような2つの問題点が存在したことを承認したい。すなわち、

- 1) 階級・階層分析視点の一つの政策的帰結であるところの、いわゆる「民主的改革」路線=実質的には消費主導・中小企業主導政策の効果は主として短期的なものであり、そのため景気回復策としては有効であっても長期の構造調整策等の供給側の政策としては有効性を持たない。むしろ、絶えざる長期の産業構造の転換の促進は主に大企業によって担われている先端産業の育成によらねばならないのであって、その意味では「消費主導・中小企業主導政策」には大きな問題がある。また、いわゆる「民主的改革」の内需主導型の政策運営も昨今のような貿易不均衡の是正という一時期の処方箋としては意味を持つが、もしそれが経済の国際化=世界的規模での社会的分業の拡大を否定するものであるなら、国際的相互依存の拡大という歴史法則に照らせば必ずしも進歩的な政策とはいえない。

2) 「現実的な政策」とは、決して単なる「良い政策」ではなく、政治的に実現可能な政治的基盤を持つ政策である、という点である。そして、そうしたサイドから「消費主導・中小企業主導政策」の現実性がチェックされなければならないのである。

本稿では、以上のような問題意識に基づき、現実の政治過程に定着した政策体系としての臨調路線と対比しながら、進歩的な政策体系の在り方を検討する。具体的には、まず第Ⅰ節で現実の国民統合策を長期的構造転換への対応として位置付け、そのうえにたつて第Ⅱ節で「消費主導・中小企業主導政策」の現実性を検討する。そして最後に、第Ⅲ節で新しい政策体系の基本的な在り方とその考え方を展開する。

1) 拙稿「民主的政策の階層別効果—社会階層別計量モデルによる分析—」置塩信雄・野沢正徳編『日本経済の数量分析』大月書店、1983年所収。

I. 「政策転換」の階級・階層分析

筆者は、「臨調」以降の現在の路線が従来とは根本的に異なる国民統合をめざしたものだと考えており、政府のそうした国民統合策の転換の背景には、経済的社会的構造自体の長期のスパンでの大きな変容があったと考えている。本節では、社会経済的構造転換の一つの結果として臨調路線がうちだされていることに対して階級・階層別の視点からの程度に説得力があるか、を検討する。

社会発展の必然的な傾向の第一は、絶えざる技術革新、生産性向上による農業従業人口（などの旧中間層）の減少である。そして、これは、戦後「農民政党」的性格を持ち続けた政府与党としては、自らの支持基盤の縮少を意味するものであった。実際、政府与党の農業保護政策がその支持率向上に結びついて行なわれて来たことについては、たとえば、高梁喜一郎の研究があり、また、その結果としての農民人口と政府与党支持率との間の相互関係については多くの指摘があるところである。²⁾ところが、そこへ、その支持基盤たる農民人口の減少が生じたのである。³⁾

このため、政府与党の政策の中心は農民の支持を期待する諸政策から次第にはなれ、⁴⁾とりわけ近年、労働者の支持を期待するそれへと変化してきている。特に、中曽根総裁が1986年の自民党全国研修会で、「大体都市に大半特に都市郊外に住んでおる都市の市民層、あるいは、新しい青年、あるいは婦人の層、こういう有権者の4割を占める、この浮動票の層」を「新しいお客さん」として支持者にしなければならないと講演し、⁵⁾そ

の直後から、「サラリーマン減税」と大型間接税導入の税制改革案が具体化されたことは極めて興味深い。

そしてまた、こうした産業＝人口構造変化の一環としての「農村部の都市化」が『農村部』選出の自民党議員の関心を、通常都市部の問題と考えられていた問題に向けさせ⁶⁾てきているのである。

第2に、社会発展の必然的な傾向としての資本主義の世界的発展＝「国際化」と各国資本主義の不均等発展は国際的な摩擦を引き起こさざるを得ないが、これもまた、政府与党の政策転換の重要な要因となっている。すなわち、日米貿易摩擦のなかでのアメリカの対日要求の中心が次第に農産物・牛肉・コメ等に移動してきており、政府は自動車・電機等輸出関連産業の利益を守るためにはこうしたアメリカの要求に譲歩せざるを得なくなる。その中で、傾向としては保守勢力と農民層との協調が弱化せざるを得ないのである。

なお、政府の第3世界対策＝「環太平洋経済圏」構想や PECC（太平洋経済協力会議）の拡充構想もまた、この国際化の文脈で理解される。途上国も含めた諸国の不均等発展の中での産業の国際的再配置政策として、その再配置を自国優位のものにしようという意図の間の衝突と調整が諸政府間で繰り広げられているのである。そして、その際に最後の政治力として軍事力の強化もまた推進⁷⁾されている。ここまでくれば、臨調路線は単なる経済政策の体系としてではなく、軍事戦略をも含むものとして位置付けられなければならないであろう。

社会の必然的傾向としての第3に、教育水準の向上と封建的価値規範の崩壊があげられるが、この傾向は諸個人が自らの利害の自己認識をすることを通じて、共通利害を持つ社会的諸階層の組織化の進展と、その「経済合理的」行動様式の定着とをもたらした。自らの個別利害と矛盾する諸政策を支持するには何等かの「経済合理的」ではない価値規範を必要とする。そして、従来の日本では特に農村において封建的非合理的価値規範が自民党の安定支持を可能としてきた。しかしそれが崩壊したとなれば、いよいよ政権政党は諸階層への融和政策の体系を整備しなければならない。そして、これが臨調路線であったのである。

また、臨調路線の経済的イデオロギーの中心は、「日本人は消費を抑えて投資に励んだから今の繁栄を得た。国際的摩擦の激しい今こそ賃上げを少なくし、物価と雇用を改善しよう」あるいは、「財政再建のためには増税か歳出削減のどちらかを呑まねばならない」というものであった。特に後者は、国民世論が臨調行革に対して各論で反対しつ

つも総論では結局賛成せざるをえなくした論理であるが、この論理はそれ自体としてはまったく正しく、一定の大局的判断能力を持つ国民には合理的に理解されるものである。臨調路線において上記のイデオロギーの宣伝が強化されたのも、一つの社会的必然である国民の合理的判断能力の一定の向上を前提としているのである。

さらに、第4に、社会発展は必然的に寿命の延長と子供の減少、したがって人口の高齢化をもたらす。そして、日本の将来に確実に予想されている高齢化は、現行の年金制度、医療制度等の社会保障制度の自動的延長を不可能にしているのであって、この場合には「増税」か社会保障の「受益者負担」かの二者択一しかあり得ない。ここで、臨調路線は後者を選択したのであるが、これは上記の意味では単なる政府の急な政策転換ではなく、「社会構造の転換」がその基礎的条件であることに注意しなければならない。ここでも、長期的構造転換策としての臨調路線の性格がみられるのである。

- 2) 高橋喜一郎・山本博之「政治における支持率関数」『公共選択の研究』第2号、1982年。
- 3) たとえば、農民など旧中間層人口（＝総人口－労働者人口）と自民党得票率との間の高い相関関係については、統計指標研究会『統計日本経済分析下』新日本出版社、1978年、第15章E-5図（290ページ）がある。
- 4) 高橋喜一郎・山本博之、前掲論文、87ページでは、「都市化が進行し、農家の比率が低下したこと」や「専業農家と比較して、兼業農家の割合が増大したこと」などによって、与党議員の政策的関心が有利な米価政策（生産者米価引上げ政策）から離れてきていることが述べられている。
- 5) この講演の全文は、『中央公論』1986年11月号に掲載されている。
- 6) G. カーチス「日本型政治」の本質—自民党支配の民主主義—TBS ブリタニカ、1987年、67ページ。
- 7) 政府与党の政策が70年代中葉以降、「サラリーマン」志向となり、またその結果として「労働組合員のレベルにおいても、全民労協や単産の動向、自民党の協調的行動を反映して、次第に自民党に対する支持率もしくは容認率が上昇して来ている」ことについては、辻中豊「労働界の再編と86年体制の意味—労組・自民・政府三者関係1975～87年—」『レヴィアサン』第1号、1987年、参照。

II. 階級・階層分析視点の限界

しかし、筆者がもう一つの構造的諸転換として強調したいと考えるところの個人主義的価値規範の発展については、上記のような「新しい統合」の構図の中では説明できない。このことが同時に重要となってくる。すなわち、先に述べた社会的利益集団の組織化が進展する一方で、そのまったく逆の傾向として集团的組織原理の後退＝社会的諸集

団の弱化＝個人主義的価値規範の生長の諸特徴もみられるのである。⁸⁾つまり、諸利益集団の経済的融和の体系としてのみ新たな国民統合が提起されてきているのではないのである。

実際、有権者が投票を行なうときの政党、候補者の判断材料の中には、経済政策のみならず、安全保障や政治倫理などの様々な政治レベルの諸政策が含まれる。「アフガン問題」や「ソ連の脅威」論などのキャンペーンを通じて初めて、現在の政治的な国民統合が成功しているのであって、この傾向はとりわけ高度成長期以降に強化されたとする政治理論が多く見られる。たとえば、藪野祐三は、高度成長後の「豊かな社会」への到達による、「財の数量<欲しい人の数」から「財の数量>欲しい人の数」への変化のもとで、政治構造が経済的利害の調整を中心とする「配分的紛争」のものから、経済的利害から離れた「価値的紛争」のものへと変化したと説いている。⁹⁾そして、さらに、中野実もまた、この間の国民的統合の中心が、イデオロギー・政治・軍事へと移ってきていることを主張している。¹⁰⁾

しかし、このような国民統合の政治的統合、イデオロギー的統合の側面は、藪野のいうような単なる「豊かな社会」の到来にだけ起因するものではなく、安定的な政権党が本来的に「広範で多岐にわたる社会層に大きく依存する政党」¹¹⁾でなければならぬという点、いわゆる「包括政党」としての性格にも起因するものである。¹²⁾¹³⁾

したがって、このことは、現在の「行政改革」路線に代わる他の国民統合戦略もまた、それが単なる経済的融和策としては不可能であり、政治的・イデオロギー的なサイドからの統合戦略を持たねばならないことを示唆している。そのことを、階級・階層視点からの政策分析の帰結であるところの「消費主導・中小企業主導政策」の現実性というサイドから検討してみよう。

この「消費主導・中小企業主導政策」の基本は、経済的負担を大企業と大資産家に集中し、軍事費を削ろうというものであるが、このうち、大資産家へのたとえば課税強化は現実にはさほど大きな財源をもたらさないと考えられるので、ここでは、大企業への負担強化と軍事費削減を行なったときに、諸階層にどのような利益と不利益が生じるかを考えてみよう。

第1表及び第2表は筆者の作成した「社会階層別計量モデル」¹⁵⁾で、それぞれ、大企業から中小企業へ1兆円の発注転換を行ったとき、及び、大企業増税・中小企業減税を1兆円行ったときの効果を示している。前者は同一の物（例えば道路）の発注先を大企業から中小企業へ転換する政策の効果でもあるが、大軍需企業への発注をやめ中小企業に

社会的に有用な物を発注する政策の効果でもある。¹⁶⁾

第1表 大企業から中小企業への発注転換の効果

		単 位	75年度	76年度	77年度	78年度	79年度	5年平均
大企業	生産	75年価格10億円	-159.1	-702.3	-673.6	-720.2	-792.1	-609.5
	設備投資	75年価格10億円	- 8.2	- 81.9	- 60.7	- 68.5	- 81.9	- 60.2
	税引後利潤	10億円	- 83.4	-397.3	-260.6	-276.7	-355.3	-274.7
	労働者賃金	万円/人	- 0.48	- 3.92	- 5.38	- 6.49	- 8.42	- 4.94
	雇用者	万人	- 0.3	- 1.6	- 1.3	- 2.9	- 3.9	- 2.0
中小企業	生産	75年価格10億円	1,760.3	1,637.6	1,821.4	1,234.7	873.8	1,465.0
	設備投資	75年価格10億円	410.4	460.4	370.9	245.6	138.0	325.1
	税引後利潤	10億円	760.4	11,173.7	799.0	376.7	119.7	1,105.7
	労働者賃金	万円/人	2.26	3.95	3.69	2.52	1.73	2.83
	雇用者	万人	31.2	43.5	32.2	20.1	15.5	28.5
マクロ指標	国民総生産	75年価格10億円	1,839.0	2,173.8	1,606.4	712.4	148.4	1,296.0
	雇用者所得	10億円	1,210.9	1,833.2	1,528.2	846.5	109.7	1,105.7
	総就業者	万人	31.4	44.1	32.6	17.1	7.7	26.6

(注) 表の数値は、75年度以後、大企業から中小企業に政府支出を1兆円発注転換した場合に予想された政策効果。

第2表 大企業増税、中小企業減税の効果

		単 位	75年度	76年度	77年度	78年度	79年度	5年平均
大企業	生産	75年価格10億円	1.6	8.6	13.2	14.9	14.8	10.6
	設備投資	75年価格10億円	-204.1	-190.3	-197.4	-193.0	-194.8	-195.9
	税引後利潤	10億円	-997.3	-968.9	-946.7	-931.9	-922.7	-953.5
	労働者賃金	万円/人	0.02	- 0.10	- 0.46	- 1.22	- 2.49	- 0.85
	雇用者	万人	0	0.5	1.3	2.4	3.6	1.6
中小企業	生産	75年価格10億円	32.1	63.3	68.7	56.7	44.6	53.1
	設備投資	75年価格10億円	242.8	233.9	232.5	239.1	243.9	238.4
	税引後利潤	10億円	1,017.2	999.6	975.9	934.9	906.0	966.7
	労働者賃金	万円/人	0.02	0.11	0.16	0.16	0.16	0.13
	雇用者	万人	0.6	1.0	1.2	1.0	0.8	0.9
マクロ指標	国民総生産	75年価格10億円	39.2	111.3	109.3	103.6	100.7	92.8
	雇用者所得	10億円	24.7	73.0	104.4	117.1	122.2	88.3
	総就業者	万人	0.6	1.7	2.7	3.5	4.4	2.6

(注) 表の数値は、75年度以後大企業法人税1兆円増額、中小企業法人税1兆円減額を同時に行った場合に予想された政策効果。

この第1表と第2表ではともに実質GNPと総雇用者の増大がもたらされているから、総じて好ましい政策といえる。しかし、こうした政策が、大企業の「企業自身」にとっ¹⁷⁾て大きな痛手となるのは当然であるにしても、大企業労働者の賃金や雇用の減少をもも

たらしめていることには注意しなければならない。さらに、ここでの問題はこうした政策がはたして政治的に可能であるか、ということである。

理論的には、上記の政策が実施されるのは以下の3つの場合である。

(i) 大企業資本家層、同労働者層の反対を押し切るに足る結束力が他の諸階層にある場合。

(ii) 大企業労働者の力が圧倒的に企業内で強く、大企業への負担強化のほとんどを資本家側に転嫁しうる場合。

(iii) 大企業労働者が一定の経済的不利益をも受容して、階級・階層同盟を意図する場合。

しかし、上記の(i)のケースのように、大企業労働者層が決定的に離反した下では、「消費主導・中小企業主導政策」の国民統合は不可能であろうと思われる。

そして、もし、そうであれば、「消費主導・中小企業主導政策」の国民統合戦略に残された道は、大企業労働者の企業内での力が強まる程度に応じた、また、彼等が(iii)の意味での大局的視野を持つ程度に応じたレベル¹⁸⁾の前記の諸政策の実施でなければならないことになる。このように、「消費主導・中小企業主導政策」には限界があるのであって、この「限界」の枠が緩められたり、受け入れられたりするには、大企業労働者層における、あるいは他の諸階層における一定の個別利益の自己抑制がなければならないことになろう。

こうした自己利益の抑制を、グラムシは「労働者階級のヘゲモニー」と呼んだ。すなわち、「ヘゲモニーを行使するには」他の「諸集団の利益と傾向を考慮に入れること、妥協による均衡がかたちづくられること、つまり、指導集団が経済的、同業組合的秩序を犠牲にすること」¹⁹⁾が必要となる。

ただし、こうした自己利益の抑制や「犠牲」はその本来の性格からして自己目的とされるものではなく、他の優先する目的が存在して初めて成立する。たとえ、「自己犠牲」それ自体を目的とする人間が存在したとしても、少なくとも、それは社会的大量現象として決定的なものにはならず、結局、そうした多少の経済的不利益を考慮の外におくにとるだけの他の非経済的諸要求がなくてはならない。つまり、たとえ、「消費主導・中小企業主導政策」という政策体系が（本稿冒頭にみたような諸問題がありながらも）選択されたとしても、それが安定的に国民の支持を得るにはそれ自身の経済的融和政策だけでは不可能であり、他の政治的・イデオロギー的側面からの統合が必要となってくるのである。

こうした非経済的諸要求としては、自由や自立の要求、参加・連帯の要求、環境保護の要求や安全保障の要求があり、また、政治倫理の遵守や教育改善等を求める要求もその一つであろう。そして、こうした要求がその本来の性格からして、各個別経済階層だけのものではなく、「全国的」なものでもあることが重要である。言い換えれば、これらの諸要求が満たされないもとは、「搾取され、抑圧されている大衆が今までどおり生活できない」だけでなく、「搾取者が今までどおりに生活し、支配することができない²⁰⁾」という、そういう種類の諸要求である。

実際、諸外国における政権交替などにおいて果たした非経済的＝政治的・イデオロギー的諸課題の重みは大きい。たとえば、ミッテラン政権成立時の「参加」や「自主管理」のスローガンおよびババンドレウ・ギリシャ政権成立時のNATO脱退公約、フィリピン革命での反政治腐敗＝「正義と自由」スローガン、そして、ベトナムでの「民族独立」要求、イタリアでの離婚禁止法反対の大運動などもその一つであり、そもそも、1917年のロシア革命でさえも、「パン」や「土地」とともに「平和」を求める要求の上に立つものであったのである。

- 8) 拙稿「自由主義価値規範への2つの対応としての『ポスト・モダン』と新自由主義」『立命館経済学』第36巻第2号、1987年、第1節参照。
- 9) 藪野祐三『先進社会＝日本の政治－ソシオ・ポリティクスの新地平』法律文化社、1987年、第6章。
- 10) 中野実「保守党支配体制の再編成課程」『講座現代資本主義国家3』大月書店、1980年。中野はここで、保守勢力の「攻勢」が高度成長型の＜経済的ナショナリズム＞から、その後の＜政治・軍治的ナショナリズム＞の動員へと変化していると述べている。
- 11) G. カーチス、前掲書、50ページ。
- 12) 臨調路線型の政府与党の国民統合戦略は農民や自営業者層、公務員などの経済的利益を排除したものである。しかし、なお、その経済的利益統合の対象が多数であるという点では「包括政党性」をもっているのである。
- 13) 例えば、猪口考は次のように述べている。すなわち、「自民党の投票ブロックは潜在的にも現実的にも利益が衝突している集団をいくつも抱えているので、自民党がこれらの雑多な社会集団を最も効率よく動員するためには、むしろ自民党がもたらすことのできる特定の具体的な便益を強調し、日本の国土、文化、歴史に深く根ざした感覚にアピールすることが重要なのである。ここでこのような感覚とは多くの日本人がその幼少時を過ごした農村、日本の海、川、山の四季を通じた美しさ、日本の村落の共同体的性格、日本人であることの誇り、過去に共有された辛苦などである。実際、特定の政策的イシューについて自党の立場を明確にしたり、特定のイデオロギーに訴えたりしては自民党のような大きな包括的政党にとってはかえってマイナスなのである。」（猪口考「選挙と公共政策——党優位体制下の多面的競争政治の実証分析」『レヴェイアサン』第1号、1987年、95ページ）なお、ここで猪口は

「特定のイデオロギー」による統合でもないと言いが、「日本の国土、文化、歴史に深く根ざした感覚」による統合も広い意味での一種のイデオロギー統合である。

- 14) たとえば、国民税制調査会の「58年度税制改正に関する提言」における「所得税関係」の増税提案は1000億円であり、「その他」の項目の「富裕税の新設」をたしても7200億円であり、「法人関係」の増税提案1兆9200億円の4割に満たない。国民税制調査会編『行政改革と税財政』学陽書房、1983年、213～4ページ。
- 15) 拙稿「民主的政策の階層別効果—社会階層別計量モデルによる分析—」置塩信雄・野沢正徳編『日本経済の数量分析』大月書店、1983年、参照。
- 16) 88年度予算の防衛費（防衛庁及び防衛施設庁予算）は3兆5千億円であるが、このうちの約半分は隊員給与・糧食費である。したがって、もし、すべての装備の運用、発注、製造を中止することができれば、2兆円程度の財源ができる。ただし、こうした政策を実施するには現在とは相当異なった防衛問題に関する国民的合意が必要である。
- 17) 大企業労働者の雇用減は発注転換の場合のみである。
- 18) 階級・階層間の力関係を無視し、この政策転換の大きさをあまりに過大評価することは危険である。そうした過大評価は、チリの経験でも明らかのように、経済破壊とクーデターへの最短距離である。この点については、相葉洋一「チリ人民連合政府三年間の経験」置塩信雄・野沢正徳編『講座 今日日本資本主義 第10巻、日本経済の民主的改革と社会主義の展望』大月書店、1982年、参照。
- 19) 『グラムシ選集1』合同出版社、1961年、124ページ。
- 20) レーニン「共産主義内の『左翼主義』小児病」『レーニン全集』第31巻、大月書店、1959年、73ページ。

Ⅲ. 「大きな政府」的国民統合策を超えて

ところで、政治的にも安定的に実現可能な政策体系＝「国民統合」策が以上のような理由によって必ずしも経済的融和政策の体系ではなく、少なくとも経済的融和策としての性格がすべてではないのなら、政府は経済的には「小さな政府」「安価な政府」であることができる。「消費主導・中小企業主導」の短期的政策体系が一つのケインズ主義批判であったのと同様に、あるいはそれ以上に、政府の経済政策上の役割を小さくみるこうした「小さな政府」論もまた、ケインズ主義への重大な批判である。

政府の経済政策上の役割がいわれているほど大きくないことは、たとえば労働時間の規制についてもいえるように思われる。すなわち、「労働時間の短縮」という経済的目標の達成のために政府が行なう政策としての労働時間規制の効果は極めて限界があるのである。そのことは1983年の西ドイツ、イタリア、オランダ、ポルトガルの法的な週労働時間規制（所定内）が日本と同じ48時間であるにもかかわらず、それら諸国の年間労

働時間がそれぞれ1660時間、1660時間、1650時間、1760時間で、日本の2090時間と比較にならないほどに短いことに端的に表現されている。²¹⁾ 国家の（労働時間規制に対する）政策がほぼ同一のものであっても、これだけ現実（の労働時間の長さ）に差があるのである。また、実際、たとえば、この10年間の日本の年間所定内労働時間が、1978年の1955時間から1987年の1933時間に22時間も短縮しているにもかかわらず、年間総実労働時間が逆に78年の2101時間から87年の2111時間へと10時間も増大していることは、週労働時間の規制の強化だけでは現実の時間短縮につながらないことを示している。

こうした差異は、いわゆる「市民社会」内部の構造に根ざしたものと思われる。すなわち、人々の意識の中にどれだけ共同体的なものが残存し、個別企業（「会社共同体」）への共同体的忠誠心がどれだけ強いのか、一般的な賃金水準と必要生活費との関係がどうであり、それゆえ長時間労働への個別労働者のインセンティブがどれだけ強いのか、等等によって労働時間の長さが決められているのである。

また、最近の地価急騰に対して政府政策の介入を求める声が多く見られるが、このことも「大きな政府」論を支持する論拠とはならない。なぜなら、この地価急騰の原因自体が「市場の失敗」によるものではなく「政府の失敗」によるものであるからである。つまり、それ自体軍事膨脹などの「政府の失敗」の一つであるアメリカの対日貿易赤字を解消するために日米両政府が行なった協調利下げ（日本の超低金利）と、それにもかかわらず改善しないアメリカの産業力とドル不信の下で、日本の余剰資金のはけ口が「土地」以外に見いだせなくなったこと。このことと無関係には今回の地価急騰は論ぜられない。²²⁾

もちろん、その原因が政府の政策自体にあるにせよ、いったん矛盾が露呈した以上、それへの政策介入が必要になる場合は多い。しかし、それはその本来の原因であるところの「政府の介入」「政治の介入」を解消するという展望を持った介入でなければならない。その意味で一時的限定的なものでなければならないのである。

筆者はすでに別稿でマルクス主義の国家論に触れて「そもそも、マルクス・レーニンの描いた新社会は、決して『大きな政府』の存在するそれではなく、『ついに発見された政治形態』としてのパリ・コンミュン型の『安価な政府』の社会にほかならず、また、その先には『国家の死滅』が予想されるようなものであった筈である。」と述べた。そして、また他方、たとえば、同和施策をめぐる諸議論の中でも、その貧困家庭を救済するような個人給付について、それがなくても貧困家庭を解消することができるようになるための「その制度自体をなくすための制度」であるとする議論が出されてきている。²⁴⁾

これらは全て単なるアナロジーではなく、本質的関連を持った問題だと思われるのである。

こうした問題は原理的には次のような問題として理解できるように思われる。すなわち、労働時間のケースでは「市民社会」の、そして、地価のケースでは「経済社会」（これも「市民社会」の一部として理解されることもある）の領域がそれらを本質的根源的に規定するものであるということ。そして、したがって、もちろん、それらの諸領域に対する国家＝上部構造の反作用的影響は存在するが、しかし、それは本質的に「反作用」でしかなく、「経済社会」を土台として発生した「政治」も最終的には「社会」に再吸収されるものとしてあるという事情である。

従来歴史的過程の中で、国家が経済過程に強力に介入した一つの典型的な例は後進国における幼稚産業の保護である。しかし、これも、歴史的大局的にみるならば、世界資本主義の「周辺」における部分的一時的政策であり、言い換えれば、他の先進地域ではその産業がより発展しているという世界的「経済」構造（「政治」構造ではないことに注意）を前提とし、かつ、その産業が「幼稚」の段階にある一時期のものにすぎない。すなわち、要するに、社会構成体全体の法則的発展の一通過点として国家＝政治の反作用があるのであって、「政治」の完全に独立した意図がいかようにも社会構成体を造り上げる、²⁵⁾ というのではないのである。

こうした問題領域は、宇野理論に代表的な経済政策論上の客観主義とブハーリン的な主意主義との対立の問題でもある。すなわち、「経済政策を一定の歴史段階における必然的なものとのみとらえ、その必然性や客観性を分析することを経済政策論の課題とする」²⁶⁾ 考え方と「政府がどのような政策でも打ち立てられるかのような考え方」との「²⁶⁾ 両極の傾向」をどう回避するか、という問題でもある。

その点では、「自由とは自然的必然性の認識にもとづいて、われわれ自身ならびに外的自然を支配することである」というエンゲルスの自由論の正確な理解が決定的である。すなわち、「必然性」（法則性）と無関係には人間の実行可能な選択がないことはもちろん、人間の主観的な意志が完全に自由でありながら、なおかつ歴史の「鉄の必然性」に沿ってのみ、社会全体としての意志が運動しうること、言い換えれば、「必然性の認識」に人々が自由＝必然的に到達することが重要である。たとえば、先の労働時間の例でも、「社会の意志」にみえた時短を妨げているのが実は会社共同体意識などのまさに「社会の意志」それ自身であったことは次のように考えられる。すなわち、「主観」が「対象」に対してその法則を無視した「支配」が不可能だけでなく、「主観」が社会

全体の「主観」に対してもまた無制限に「支配」できないことを意味し、それゆえ、「社会の客観的運動法則（必然性）」が「『自由な』主観＝意識の客観的運動法則（必然性）」によって、より根源的に規定されていることを意味する。

しかし、もちろん、このことは、主体たる人間が、その属する「社会」と「意識」の両者における「自然的必然性の認識にもとづいて、われわれ自身ならびに外的自然を支配すること」を妨げるものではない。その全く逆に、「物質的社会関係とイデオロギー的社會関係との間の関係のそれ自身客観的な分析²⁷⁾」にもとづいて、そうした必然性を認識した人間が大量現象として「自由に」生成し、また、その必然性（たとえば、前述の個人主義の発展）に沿って「自由に」自然や社会が変革されることを意味する。そして、まさに、経済政策的な選択もそのようなものとして、存在するのであって、「社会の変革とは、主体としての社会全体が実際にどう変化していくかの問題で……ある。」²⁸⁾

したがって、上記のような「小さな政府」論は、決して「政治」の全面的な否定を意味する「無政府」主義ではなく、一時的限定的な政治の役割、それ自身の否定の過程を担うものとしての政治の役割、必然性＝法則性の枠内での政治（政策）の役割は承認する。いずれにせよ、ケインズ主義的な「大きな政府」論は、社会階層別視点からも批判されるが、それだけではなく、本稿におけるような経済政策の役割の限界性を見ることによっても批判されなければならないのである。

- 21) この数字の一次資料は、A. Doyelle, "Duree du travail," *Travail et Employ*, No. 12, pp. 16-8 であり、藤本武「日本の労働時間」基礎経済科学研究所編『労働時間の経済学』青木書店、1987年、33ページに再掲されている。1980年の数字であるが、1983年のそれと大差ないと考えられよう。
- 22) 田中一行「土地『私権制限』は果たして必要か」『東洋経済 臨時増刊 近代経済学シリーズ』1987年11月26日号も土地の需給分析を通じて地価問題への政府介入の限界性をのべ、野口悠紀雄「土地問題に関する『政治の失敗』」『レヴュイアサン』第2号、1988年も、現在の政治のメカニズムが土地問題の解決で「失敗」することを述べている。
- 23) 拙稿「代替的な数量モデル研究の過程と展望」『立命館経済学』第36巻第3号、112ページ。
- 24) たとえば、地域改善対策協議会の同和施策への提言「今後における地域改善対策について」（1986年12月11日）は、従来の施策においては「同和関係者の自立、向上の精神のかん養という視点が軽視されてきた」結果、「個人給付的施策の安易な適用や、同和関係者を過度に優遇するような施策の実施」によって「同和関係者の自立、向上を阻害」してきたことを批判的に総括している。こうした視点は、杉之原寿一「地对協【意見具申】の積極面と問題点」『部落』1987年1月号などによって、積極面として評価されており、運動の面においても影響をあたえている。

また、福島利夫「労働者の自立とはなにか」『経済科学通信』第50号、1986年や真田是

「生活における疎外と退廃の現代的様相（上）（中）（下）」『科学と思想』第53, 54, 55号, 1984年, 1985年でも, 同地域住民や障害者の自立の必要性が強調されており, その方向に資さない施策への批判が述べられている。

- 25) この例をもう一つ挙げておきたい。現在アメリカの経済危機の打開策が様々に論じられているが, 私見では, ほとんどいかなる政策もその危機を打開しえないように思われる。たとえば, 財政赤字を放置すればインフレでドル暴落を招き, また, 財政赤字解消策は国内需要減退から恐慌を招くだろう。こうした事態は, まさに, 経済政策の良し悪しでは解決されない歴史的衰退過程にアメリカが存在することを示しており, 法則外的な「意志」には左右されない一国の資本主義システムの歴史法則的運動法則の存在を予想させる。

この点については, 「株暴落は政治に対する市場の反逆」との香西泰の言葉が示唆的である。香西泰「世界経済の安定に責任を果せ」『現代総研』第143号, 1988年, 新年特集号, 3～5ページ。

- 26) 川口清史「経済政策と経済法則—対案戦略の実現性について—」『立命館産業社会論集』第20巻第4号, 1985年, 18ページ。
- 27) 向井俊彦「歴史の必然性と主体」『唯物論』第7号, 1977年, 77ページ。
- 28) 向井俊彦, 前掲論文, 75ページ。